

令和4年2月2日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の対応について

平素より、本市における新型コロナウイルス感染症対策に御尽力と御協力をいただきありがとうございます。

令和4年1月28日付、厚生労働省より、濃厚接触者の待機期間と無症状患者の療育機関が、それぞれ10日間から7日間に短縮されました。

石垣市では、国の規準に基づき同様の対応を2月1日より実施しています。

学校におきましては、新型コロナウイルス感染症の対応を下記のとおりしますので、お知らせします。

記

1 濃厚接触者の待機期間について（濃厚接触者は保健所より特定されます）

- (1) 原則、待機期間は陽性者との最終接触日から7日間で8日目に解除を可能とする。
ただし、10日間を経過するまでは、検温などの児童生徒自身及び保護者による健康観察を徹底する。

2 児童生徒に陽性者が確認された場合

- (1) 陽性者の発症日から2日前までさかのぼって、学級での接触がある場合は速やかに学級閉鎖とする。
- (2) 学級閉鎖日の概ね翌日に学級全員のPCR検査を任意で実施する。
- (3) 検査結果を踏まえ、陰性の確認された児童生徒は登校を可能とする。
- (4) 保健所より濃厚接触者と特定された児童生徒は療養指示に従う。
- (5) 家庭内での無症状患者（無症状病原体保有者）の療養規準は、検体接種日から「7日間」経過をした場合に、療養解除（登校）を可能とする。ただし、10日間を経過するまでは、検温など児童生徒自身及び保護者による健康観察を徹底する。
- (6) 陽性者の同居の兄弟等は、濃厚接触者となることから1（1）と同じ対応となる。
- (7) PCR検査の対象の兄弟等は、検査結果がでるまでの間、感染拡大対策の観点から出席停止とする。

3 留意事項

濃厚接触者の待機期間と無症状患者の療育機関解除は、無症状（発熱、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状がいずれもない場合）が継続していることが条件となります。

10日間経過するまでは、検温などの児童生徒自身及び保護者による健康観察の徹底をお願いします。

